

第

4584
号

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 10月 5日 金曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 中小会計要領と中小指針

Q：中小会計要領ができたそうですが、これまでであった中小企業の会計に関する指針（中小指針）とどう違うのですか？

A：次のような点に違いがありますが、中小企業はどちらを使っても問題ありません。

【解説】

中小会計要領も中小指針も適正な決算書を作成して、経営に役立てることを目的としているものです。中小企業はどちらを使っても問題ありませんが、次のような違いがあります。

①対象

中小会計要領は、中小指針に比べて簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業を対象としている。これに対し、中小指針は、とりわけ、会計参与設置会社がこの指針に基づいて計算書類を作成することが適当としている。

②国際会計基準との関係

中小会計要領は、国際会計基準の影響を受けないものとする一方、中小指針は、国際会計基準のコンバージェンス等により企業会計基準の改定を勘案している。

③項目の内容等

中小会計要領は、基本的な14項目とし、中小企業に必要な事項に限定し、可能な限り平易に記載しているのに対し、中小指針は、18項目、会計参与設置会社が拠ることが適当とされているように一定の水準を保った会計処理を要求している。

